



65歳以上の
方の

平成25年度の 介護保険料が決まる

平成25年度の市県民税と平成24年分の所得が確定したことにより、平成25年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定が決定しました。（※今年度の基準額は、昨年度と同じです。）

『保険料の決め方』

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 4,200円（年額 50,400円）

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

段階	対象者		年間保険料額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって本人および世帯全員が市民税非課税の人	21,672円
第2段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	21,672円
第3段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	31,752円
第4段階			本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	37,800円
第5段階	世帯課税	本人課税	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	43,848円
第6段階			世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える人	50,400円 (基準額)
第7段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,952円
第8段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	63,000円
第9段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	75,600円
第10段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	85,680円
第11段階			本人市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	100,800円

『保険料の納め方』

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の方は、年金からあらかじめ差し引きます。
普通徴収	特別徴収とならない方は、納付書で納めます。（口座振替もできます。） また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

『口座振替』

普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・旧支所の地域市民センターに備え付けています。 必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。 口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。 廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

『介護保険料を納めないでいると』

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。



問い合わせ
長寿福祉課介護保険係
☎65-0698 / ☎63-4085

平成25年度後期高齢者 医療保険料を決定

平成24年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料が決定しました。お一人ごとの保険料の額や、お支払いの方法については郵便でお知らせします。

保険料の額は？

「一人あたりの定額の保険料（均等割額）」と「所得に応じた保険料（所得割額）」の合計額になります。
平成25年度の保険料は平成24年中の所得に基づいて計算します。

保険料額の計算式

年間保険料【上限額 55万円】

＝ 均等割額 41,704円

＋ 所得割額

所得割額 8.12%

× 平成24年度中の総所得金額等
－ 基礎控除額（33万円）

※所得の低い方や、被保険者となる前日に職場の健康保険の被扶養者だった方には、保険料の軽減があります。

保険料の支払方法は？

年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合は、その金額を年金から直接お支払いいただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合は、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

保険料の納め忘れは ありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないかも一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急にお支払いいただきますようお願いいたします。
※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

平成25年度国民年金保険料免除申請受け付け

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

制度ご利用には申請を

平成25年度国民年金保険料の免除申請を受け付けています。保険料の免除を希望される方は申請の手続きをしてください。

※なお、平成24年度（平成24年7月から平成25年6月分の保険料）の免除申請を希望される方は今月中に手続きをしてください。

免除期間

免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。前年度に引き続き免除を希望される方で、継続申請が認められていない方は、毎年申請が必要ですので、ご注意ください。

申請場所

・保険年金課または旧支所の地域市民センター
・草津年金事務所国民年金課

申請に必要なもの

- 年金手帳
- 認印
- 平成25年度課税証明書
- （平成25年1月1日に甲賀市に住所のない方）失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（退職された方）

お問い合わせ先

草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2200
保険年金課 ☎057-0698

